

平成30年度 第2回久留米市地球温暖化対策協議会

日時：平成30年11月22日（木）

10時00分～

場所：環境部庁舎 会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 「久留米市地球温暖化対策実行計画」(区域施策編)(案)について

資料1

(2) 「久留米市地球温暖化対策実行計画」(事務事業編)(案)について

資料2

(3) 久留米市の平成27(2015)年度 温室効果ガス排出量について

資料3

(4) 久留米市役所エコアクションプランの取り組みについて

資料4

(5) 久留米市環境基本計画に基づく行動計画の平成29年度実績報告及び行動計画の策定(H30～H32)について

資料5-1, 2

3 その他

4 閉 会

地球温暖化対策協議会委員名簿

平成30年7月1日現在

番号	所属	役職	氏名
1	久留米市校区まちづくり連絡協議会	幹事	古賀 文雄
2	福岡県トラック協会筑後支部	久留米分会長	猪口 武利
3	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	環境課 地域環境係長	山口 佳苗子
4	九州電力株式会社久留米営業所	法人営業グループ長	仲町 浩
5	久留米市小学校長会	久留米市立荒木小学校 校長	古賀 清
6	福岡県地球温暖化防止活動推進センター	センター長	古賀 宗次
7	一般社団法人自然エネルギー振興会	代表理事	小林 隆利
8	久留米ガス株式会社	総務部長	小宮 健治
9	けやきとアートの散歩路	代表	進藤 仁子
10	福岡県地球温暖化防止活動推進員		高橋 和子
11	久留米まち旅博覧会	企画運営委員	高山 美佳
12	食育アドバイザー		田中 美智子
13	久留米工業大学	教授	池鯉鮒 悟
14	株式会社ブリヂストン	九州生産本部 総務部長	富澤 章
15	久留米市健康福祉部	保健所長	内藤 美智子
16	久留米商工会議所	会員サービス課長	南波 優子
17	西鉄バス久留米株式会社	代表取締役	高松 健司
18	久留米大学	名誉教授	藤田 八暉
19	久留米造園建設業協同組合	理事長	藤田 義光
20	久留米市農業協同組合	総務企画部企画広報課	山田 佳名子
21	久留米信愛学院短期大学	フードデザイン学科長	山下 浩子
22	福岡県地球温暖化防止活動推進員		山村 公人
23	高齢者快適生活づくり研究会	代表	吉永 美佐子
24	くるめ日曜市の会	代表	若江 皇絵

久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）案に対する 意見募集（パブリック・コメント）の結果について

久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）案に対する意見募集（パブリック・コメント）を実施し、意見を募集しておりました。その結果について、報告します。

1 募集方法

広 報：広報くるめ（9 月 1 日号）、市ホームページ

募集期間：平成 30 年 9 月 1 日（土曜日）～平成 30 年 10 月 1 日（月曜日）

提出方法：氏名、連絡先を明記の上、持参、郵送、電子メール、FAX、インターネットにて提出

場 所：環境部環境政策課（環境部庁舎）、本庁舎 1 階行政資料コーナー、各総合支所地域振興課（田主丸・北野・城島・三潴）、各市民センター（耳納・筑邦・上津・高牟礼・千歳）、えーるピア久留米、久留米市立中央図書館、市ホームページ

2 募集結果 13 件 （2 個人・1 団体）

	人数・団体数	件数
インターネット	3	13
合 計	3	13

3 意見の内訳

区 分	件数
第 1 章 計画策定の背景・意義	0
第 2 章 計画の基本的事項	0
第 3 章 久留米市の温室効果ガス排出量の推計と目標の設定	1
第 4 章 目標達成に向けた対策・施策	7
第 5 章 計画の推進体制と進行管理	0
計画全般に関すること	5

4 意見の概要と意見に対する市の考え方

別紙のとおり

5 パブリックコメント後の本文の修正箇所

修正箇所	修正前	修正後
26 ページ 第4章 第2節 1.家庭・地域の低炭素化	(3) 取組指標 くるめエコ・パートナーの登録者数	(3) 取組指標 くるめエコ・パートナーの <u>市民登録者数</u>
36 ページ 第4章 第2節 5. 気候変動への適応 章立て	(1) めざす姿 ①自然災害への適応策 (2) 各主体の取り組み ②水資源に関する適応策 (2) 各主体の取り組み 以下同様	(1) めざす姿 (2) 各主体の取り組み ①自然災害への適応策 ②水資源に関する適応策 ③健康被害等に関する適応策 ④自然生態系に関する適応策 ⑤農作物に関する適応策
38 ページ 第4章 第2節 5. 気候変動への適応	(3) 取組指標 洪水吐機能を確保した農業用ため池の箇所数	(3) 取組指標 <u>適正な洪水吐機能を確保し、安全性を高めた農業用ため池の箇所数</u>
4 ページ 第1章 第2節 2.日本の動向 【時点修正】	(2) 気候変動の影響への適応計画（適応策） 【中略】 さらに、2018（平成30）年6月に「気候変動適応法」が成立し、気候変動への適応を総合的に推進するための措置を講じることとなりました。	(2) 気候変動適応計画（適応策） 【中略】 さらに、2018（平成30）年6月に「気候変動適応法」が成立し、 <u>12月に施行されました。また、農業や防災等の各分野の適応を推進する「気候変動適応計画」を策定し、気候変動への適応を総合的に推進するための措置を講じることとなりました。</u>

久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）案に対する意見募集（パブリック・コメント）結果

第3章

No	区分	ページ	意見の概要	市の考え方
1	個人	P19	<p>「表3 将来推計に用いた活動量」中の、「部門・分野」の違いは何か。</p> <p>また、活動量としている世帯数や従業者数で二酸化炭素排出量は計算できるのか。</p> <p>さらに、メタン・一酸化二窒素で使用する活動量は、二酸化炭素で計算されている産業部門（農林水産業）、家庭・業務部門、廃棄物分野（一般廃棄物の焼却）と同じであるが、二重に計算しているのではないか。</p>	<p>「部門・分野」の記載方法及び温室効果ガスの排出量を推計するために使用する「活動量」については、環境省作成の『地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル』に基づいて行っています。</p> <p>二酸化炭素排出量を算定する際には、エネルギー消費量や電力使用量などを按分するのに世帯数や従業者数を使用します。</p> <p>【民生業務部門の二酸化炭素排出量を算出するときの計算式】 $(\text{福岡県エネルギー消費量}) \times (\text{市従業者数}) \div (\text{県従業者数}) \times \text{CO2排出係数}$</p> <p>また、温室効果ガス排出量の推計にあたっては、温室効果ガスの種類別に算定しておりますので、メタン・一酸化二窒素について、二酸化炭素との二重計上にはなっておりません。</p>

第4章

2	団体	P26	<p>市の取組内容（施策）「エネファーム・HEMS・蓄電池・トップランナ一家電など省エネ性能が高い機器・設備への更新を促進するための支援を行います」の後に、「高齢者やひとり親家庭などの支援を検討します」を追加。</p>	<p>この取組内容は、すべての市民や事業者を対象としていますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
3	個人	P26 P30 P32 P34	<p>家庭・地域の低炭素化の市の取組内容（施策）に、「EV・PHEV・FCVの導入を促進するための支援を行います」とあるが、どのような支援が行われる予定でしょうか。市民へ直接補助されるのでしょうか。</p> <p>また、業務・オフィスの低炭素化・都市の低炭素化・産業の低炭素化の市の取組内容（施策）に、「EV・PHEV・FCVの導入を促進するため、充電設備の設置など利用環境整備の支援を行います」とありますが、市内に充電設備の設置を進めるということでしょうか。</p>	<p>国の地球温暖化対策計画では、「新車販売台数に占める次世代自動車の割合：2030年度に50～70%」という目標を設定しております。</p> <p>これを踏まえ、本市では、次世代自動車の様々なメリットなどについて広く啓発を行い、普及を促進していく考えです。なお、利用環境整備支援の具体的な内容は、国の動向や民間の取り組みの状況などを勘案しながら、今後検討していきます。</p>

4	個人	P26	<p>(3) 取組指標について、「くるめエコ・パートナーの登録者数」が指標となっていますが、取り組む主体は誰なのでしょう。</p> <p>(2) の各主体の取り組みには、エコ・パートナーについては何も書かれていません。市民・事業所・市が協働して行う制度とは思いますが、誰が主体的に取り組むものなのかを書いたほうが良いと思います。</p>	<p>「くるめエコ・パートナー」は市民・事業者・市が役割分担しながら協働で地球温暖化の緩和に取り組む制度です。</p> <p>(3) 取組指標については、温暖化対策の中心を担う「市民」に着目したものですので、それが明確になるよう、「くるめエコ・パートナーの市民登録者数」へ修正いたします。</p> <p>なお、くるめエコ・パートナー制度の中で期待される具体的な取り組みは、市民であれば、26ページの低炭素型ライフスタイルへの転換に向けた環境配慮の取り組み、事業者であれば29ページの低炭素型ビジネススタイルへの転換に向けたエコオフィスの取り組み、市では両方のページに支援していく取り組みをそれぞれ記述していますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
5	個人	P36	<p>(1) の次に、「①自然災害への適応策 (2) 各主体の取り組み」となっているが、「(2) 各主体の取り組み ①自然災害への適応策」としたほうが分かりやすい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、見出しの①から⑤と(2)の関係を、以下のとおり修正いたします。</p> <p>(2) 各主体の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自然災害への適応策 ②水資源に関する適応策 ③健康被害等に関する適応策 ④自然生態系に関する適応策 ⑤農作物に関する適応策
6	団体	P37	<p>市の取組内容(施策)「熱中症に関する予防・対処法を普及啓発するなど、熱中症予防策を実施します」の後に、「また、適切な冷房機使用などを促進するための支援を行います」を追加。</p>	<p>適切な冷房機使用の促進等については、熱中症予防策の中に含まれますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
7	個人	P38	<p>(3) 取組指標について、浸水被害の軽減としての指標であれば、農業用ため池という限定的なものではなく、多くの市民に関係がある幹線水路の整備の状況を書いたほうがよいのではないかと思います。</p>	<p>近年の自然災害の事例をみると、局地的な集中豪雨による農業用ため池の溢水は、農業用施設や水路のほか、住宅や道路等への被害をもたらす要因の一つとなっています。</p> <p>市民の安全・安心を確保するためには、ため池の洪水吐機能の確保は急務であり、計画的な対策を実施していく必要があると考えておりますので、取組指標については、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、取組指標に設定していない浸水対策についても、計画に基づき取り組んでまいります。ご意見につきましては、今後計画を見直す場合の参考意見として承ります。</p>

8	個人	P38	<p>(3) 取組指標「洪水吐機能を確保した農業用ため池の箇所数」について、洪水吐機能を確保すれば、温暖化対策になるのか。気候変動への適応につながるのかが疑問。</p>	<p>雨水の貯水機能を有する農業用ため池は、局地的な大雨等の際に、浸水被害を防止する役割も担っています。しかしながら、貯水量には限界があるため、貯水機能を維持しながら、流入してくる雨水等を安全に下流に流すことが必要となります。</p> <p>そこで、すべての農業用ため池に、流入する雨水等を安全に排水する洪水吐機能を整備することで、ため池の溢水防止につながり、気候変動への適応策になるものと考えています。</p> <p>なお、取組指標の記述については、より分かりやすくするため、次のように修正します。</p> <p>「適正な洪水吐機能を確保し、安全性を高めた農業用ため池の箇所数」</p>
---	----	-----	--	--

全体

9	団体	P25 P40	<p>以下の語句の注釈を掲載してほしい。 「HEMS」、「HV」、「EV」、「PHEV」、「FCV」、「コージェネレーションシステム」</p>	<p>用語の注釈につきましては、資料編にまとめて掲載することとしております。ご意見をいただきました語句につきましても、その中で整理いたします。</p>
10	団体	全体	<p>市民の取り組みを進めるために、地球温暖化がもたらす影響、低炭素社会に向けた取り組みの重要性、対策などについて、広報くろめなど様々な媒体を通じてわかりやすく、定期的にまた随時情報提供してほしい。また、省エネ性能が高い設備・機器等については、メリットと同時にデメリットについても情報提供してほしい。</p>	<p>地球温暖化対策には、市民の皆様の主体的な取り組みが不可欠です。ご意見を踏まえ、環境広報紙「ecoco」等の掲載を通して、よりわかりやすく伝わりやすい啓発となるよう努めていきます。</p>
11	個人	全体	<p>地球温暖化対策は中・長期的なまちづくりであり、市民生活に影響する政策であるが、平成29年以降公表された下記のみちづくりに関連する計画との連携がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「久留米市緑の基本計画2018」（平成30年6月発行） ・「久留米市立地適正化計画」（平成29年3月発行） 	<p>「久留米市緑の基本計画2018」においては、気候変動の緩和、CO2吸収源としての森林の役割など、「久留米市都市計画マスタープラン」の一部である「久留米市立地適正化計画」においては、人と環境にやさしい移動環境の形成など、地球温暖化対策の視点も取り入れております。</p> <p>本計画案においても、「都市の低炭素化（第4章 第2節 3）」を実現するため、コンパクトな都市づくりや緑化等の推進の視点を踏まえた取組指標や施策を設定しております。</p> <p>今後の計画の推進にあたって、これらの関連計画及び各種施策とさらに連携して取り組んでいきます。</p>

12	個人	全体	<p>住みやすい街の順位が上位であっても、中、長期的な街の姿が明確でないと、すぐに下位になる。</p> <p>少子高齢化の時代、誰でもが成長する姿、発展する姿を望んでいるわけではなく、快適な生活空間があり、そこに豊かな感性で生き活きと生活出来ることを望んでいる。そのためには、高い教育や医療を誰もが受けられ、自立、自助、互助している久留米であることを望んでいる。</p> <p>本計画案は、市民の協力を求めた毎日の生活での小さな地球温暖化対策が主体となっている。しかし、地球温暖化対策は中・長期的な対策を実施するものであり、それは20年後、50年後、100年後の街づくりである。それが示されていない。久留米には豊かな農業地帯、豊かな水を湛える筑後川、レベルの高い学校、高度な医療技術をもつ病院もあるが、街並みが寂れている。久留米がめざすべき姿は、街の中心でもゆったりと緑の街並みを歩き、買い物出来る、食事が出る、学校に行く、病院に行く事が出来る街である。誰でもが住みたい街にすることが、100年後も住みやすい街No.1の久留米市となる。例えば、プリヂストン通りのケヤキ並木を20年、50年の時間を掛けて、新宿の高層ビル街の中の並木の様にし、安心、安全で綺麗な日本一の街ではなく、世界一の街にする。</p> <p>今やIT社会であり、企業は社員が住みたい街を本社に出来る。今からの時代、生活している人が地域に愛着やプライドを持ち、まちを良くしようと思い、積極的に街づくりに参加し、変わる地域社会が、安心安全が持続し、伝統が生まれ、次の世代にレガシィとして引き継がれる。</p>	<p>久留米市では、目指す都市の姿や、その実現に向けた施策などを定めた「久留米市新総合計画」に基づき、中・長期的なまちづくりに取り組んでいます。本計画は、この新総合計画を受けて、また、平成28年に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガス排出量の削減に向け、市民、事業者、行政それぞれに求められる役割や、目標達成のために必要となる具体的な行動を整理したものです。</p> <p>本計画に掲げる、日常生活や事業活動の低炭素化を促進することにより、環境負荷の少ない、持続可能なまちづくりを進めていきます。</p>
13	個人	全体	<p>久留米市は再生可能エネルギーに満ち溢れており、それを開発しない手はない。また、筑後平野の中心都市として、豊かな自然、農業がある。再生可能エネルギー対策を市民レベルで実施することが出来れば、ドイツのように日本の最先端の地球温暖化対策実施都市、エネルギーの自立、自治行う都市として、再生出来る。</p>	<p>再生可能エネルギー等の利用促進は、徹底した省エネルギーの推進等とともに地球温暖化対策の大きな柱であると認識しています。</p> <p>そのため、本計画案では成果指標の一つに「再生可能エネルギーの導入量」を設定し、目標達成に向けた取り組みを進めることとしております。</p>